

奈良県告示第六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第三項の規定により、令和三年六月七日倉橋溜池土地改良区の管理規程の変更を認可した。

なお、当該管理規程の概要は、これを省略し、倉橋溜池土地改良区事務所に掲示する。

令和三年六月十五日

奈良県知事 荒井正吾